

平成28年8月17日

地下水マネジメント調査実施自治体の募集要項

国土交通省 水管理・国土保全局
水資源部 水資源政策課

1. 趣旨

「水循環基本法」（平成26年7月1日施行）および「水循環基本計画」（平成27年7月10日閣議決定）に基づき、水の適正かつ有効な利用の促進等に係る施策として、【持続可能な地下水の保全と利用の推進】を、地方公共団体などの地域の関係者が主体と取り組み「地下水マネジメント」により推進するものとされました。また、地下水は未解明の部分が多いため、国と都道府県が連携して取組を進めていくことが求められています。

このため、モデルとなる地域（自治体）を選定し、国と有識者から成る検討委員会において専門的知見に基づく助言等を得ながら、地域の実情に応じて、段階的に地下水の実態を把握し、地域の地下水に対するイメージの共有と合意形成を図りながら、地下水障害を生じることなく、地域が地下水の多面的な価値を持続的に享受し続けるための地下水マネジメントに関する調査を行い、その結果を全国の地方公共団体等に提示、共有することにより、地下水マネジメントの取組を推進します。

「地下水マネジメント」に関する調査を希望する地方公共団体においては、本要項に従って応募してください。

2. 応募資格者

地下水を、地域の観光資源、産業資源、各種用水等として活用している、または活用に向けた取組をしている都道府県又は市町村とします。

3. 応募要領

応募は、別添様式の応募書類に簡潔明瞭に記入の上、郵送又は電子メールにて御提出ください。応募の締切りは平成28年9月9日（金）17時とします。

なお、応募様式を電子媒体で入手したい場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて様式を送付します。

（提出先及び問い合わせ先）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 酒井

TEL : 03-5253-8386

E-mail : sakai-h2f8@mlit.go.jp

4. 対象地方公共団体の選定

国土交通省水資源部は、応募書類等を基に、調査対象とする地方公共団体を選定します。選定は、地方公共団体における地下水に関する協議会等の有無又は協議会等の設置に向けた取組の状況、地質・地下水データの取得・整備状況、地下水に関する課題・取組の状況等を総合的に勘案して行います。

応募者に対しては、必要に応じ、メール、電話等による補足説明をお願いする場合があります。結果は全応募者に通知します。

5. 国土交通省水資源部が地方公共団体に対して行う内容

国土交通省水資源部が調査対象とする地方公共団体に対して行う主な内容は以下のとおりです。

①専門家等による地下水マネジメントの取り組みに対する助言

②流域水循環計画等における地下水マネジメントに関する助言

なお、上記を行うにあたっての必要な情報収集、協議会等における検討等の業務は、国土交通省水資源部の契約する民間業者と共に行います。

6. 留意事項

(1) 提出いただいた応募書類等については、返却しません。

(2) 複数の地方公共団体から1つの案件を提出していただいても構いません。

ただし、担当窓口をいずれかの地方公共団体に特定して応募書類を御提出ください。

(3) モデル調査の趣旨を御理解いただき、他の地方公共団体の参考となる情報の提供に御協力いただくようお願いします。

(4) 本調査対象となった場合にも、地下水マネジメントの取組主体はあくまでも当該地方公共団体であり、地下水に関する協議会等の設置、地下水の実態把握、関係機関および流域水循環に係る取組との調整等は地方公共団体が自ら行うこととなります。

(5) 不明点がある場合には、上記3. の提出先及び問い合わせ先にお問い合わせください。

以上